

障がい福祉関係条例

1	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	1
2	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	11
3	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	39
4	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	53
5	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	125
6	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	149
7	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	169
8	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	185
9	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	189

改正	昭和46年3月12日条例第24号	昭和47年3月31日条例第26号
	昭和54年10月31日条例第38号	昭和56年3月31日条例第10号
	昭和59年12月27日条例第51号	昭和61年3月28日条例第12号
	平成2年10月16日条例第34号	平成7年10月17日条例第50号
	平成11年2月5日条例第1号	平成15年9月5日条例第60号
	平成19年12月25日条例第65号	平成20年7月22日条例第40号
	平成21年7月17日条例第56号	平成22年3月30日条例第14号

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。

神奈川県心身障害者扶養共済制度条例

（目的）

第1条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となつた後の心身障害者に年金を支給する等のため、神奈川県心身障害者扶養共済制度を設け、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和56年条例10号〕

（機構との契約）

第2条 県は、神奈川県心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「法」という。）第12条第3項の規定により定められた保険約款をその内容とする保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

全部改正〔昭和59年条例51号〕、一部改正〔平成2年条例34号・15年60号〕

（定義）

第3条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- (1) 知的障害者
 - (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から3級までに該当する障害を有する者
 - (3) その他精神又は身体に永続的な障害を有する者であつて、その障害の程度が前2号に掲げる者と同程度と認められるもの
- 2 この条例において「著しい障害」とは、別表第1に掲げる障害状態をいう。
- 3 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第12条第2項に定める共済制度をいう。

一部改正〔昭和54年条例38号・56年10号・59年51号・平成2年34号・11年1号・15年60号〕

（加入資格）

第4条 制度に加入することができる者は、現に心身障害者を扶養する者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 県内（横浜市内、川崎市内及び相模原市内を除く。以下同じ。）に住所を有すること。
 - (2) 65歳未満であること。
 - (3) 特別の疾病又は障害を有せず、保険契約の対象となることができること。
- 2 前項の規定にかかわらず、転入（新たに県内に住所を有することとなることをいう。）をした者であつて、制度に加入する直前まで、機構と保険契約を締結している他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度（以下「他の制度」という。）に加入していたものは、制度に加入することができる。

全部改正〔昭和54年条例38号〕、一部改正〔昭和59年条例51号・平成15年60号・22年14号〕

(加入の承認等)

第5条 制度に加入しようとする者は、その扶養する心身障害者ごとに、知事に加入を申し込み、その承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、加入の承認をしなければならない。

- (1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。
- (2) 既に前項の規定による加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）が同一の心身障害者について、重ねて加入の申込みをしたとき。
- (3) 2人以上の者が同一の心身障害者について、加入の申込みをしたとき。

一部改正〔昭和54年条例38号〕

(口数による加入)

第5条の2 制度への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について、加入の申込者が加入できる口数は、1口又は2口とする。

全部改正〔平成7年条例50号〕

(口数の追加の承認等)

第5条の3 加入者は、第4条第1項第2号に規定する加入資格を有するときは、知事に口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除いては、口数追加の承認をしなければならない。

- (1) 口数追加の申込者が、口数追加時に特別の疾病又は障害を有するため保険契約の対象となることができないとき。
- (2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。

3 前2条の規定により、加入の申込者が加入の申込時に2口の加入の申込みをした場合において、第5条第2項の規定により承認を受けたときは、前項の規定により口数追加の承認を受けたものとする。

全部改正〔平成7年条例50号〕

(加入等の効力の発生)

第6条 加入又は口数追加の効力は、第1回の掛金又は口数追加掛金（以下「掛金等」という。）を納入した日の属する月の初日から生ずるものとする。

全部改正〔昭和54年条例38号〕、一部改正〔昭和59年条例51号・平成7年50号〕

(掛金等の納入)

第7条 加入者（第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）は、加入時（第4条第2項の規定に該当する加入者にあつては、他の制度の加入時）の年齢に応じ別表第2に定める毎月の掛金を当該月の末日までに県に納入しなければならない。ただし、加入者は、次に掲げる要件を満たした日の属する月から、掛金を納入することを要しない。

- (1) 65歳に達した日以後最初に到来する加入の効力が生じた日の年単位の応当日に達していること。
- (2) 制度に20年以上継続して加入していること。

2 口数追加の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）は、前項の掛金のほか、別表第2に定める毎月の口数追加掛金を当該月の末日までに県に納入しなければならない。ただし、口数追加加入者は、次に掲げる要件を満たした日の属する月から口数追加掛金を納入することを要しない。

- (1) 65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の効力が生じた日の年単位の応当日に達していること。
- (2) 口数追加の期間が20年以上継続していること。

3 加入者は、規則で定めるところにより、納入する月が到来していない月分の掛金等を当該月分の掛金等とあわせて納入することができる。

4 第4条第2項の規定に該当する加入者については、他の制度の継続した加入期間又は口数追加の期間は、それぞれ制度の加入期間又は口数追加の期間とみなす。

全部改正〔昭和54年条例38号〕、一部改正〔昭和59年条例51号・61年12号・平成7年50号〕

(掛金等の免除)

第8条 加入者が、第1号又は第2号に該当するときは掛金等を免除し、第3号に該当するときは掛金等の2分の1を免除する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属するとき。
- (2) 加入者の属する世帯の構成員に市町村民税を課されている者がいないとき。
- (3) 加入者の属する世帯の構成員に市町村民税の所得割を課されている者がいないとき。

2 知事は、加入者が生活の困窮又は災害等により掛金等を納入することが困難であると認めるときは、掛金等の全部又は一部を免除することができる。

3 前2項の規定により掛金等を免除された者が転出(新たに県外(横浜市内、川崎市内及び相模原市内を含む。)に住所を有することとなることをいう。以下同じ。)をしたときは、掛金等の免除は、やめるものとする。

一部改正〔昭和47年条例26号・54年38号・平成22年14号〕

(年金の給付)

第9条 県は、加入者が死亡し、又は著しい障害を有する状態(規則で定める事由により著しい障害を有する状態となつた場合の当該著しい障害を有する状態を除く。以下この項において同じ。)となつたときは、その死亡し、又は著しい障害を有する状態となつた日の属する月から当該加入者の扶養する心身障害者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、月額2万円とする。

3 口数追加加入者については、前項の額に2万円を加算する。ただし、年金の給付が著しい障害を有する状態による場合であつて、その著しい障害を有する状態が規則で定める事由により当該著しい障害を有する状態となつたときは、この限りでない。

一部改正〔昭和54年条例38号・56年10号・平成7年50号〕

(年金管理者)

第10条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、及び管理する者(以下「年金管理者」という。)を指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定された年金管理者が年金管理者として不適當であると認めるときは、年金管理者を変更することができる。

3 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

4 前3項の規定により年金管理者が指定されている場合においては、年金の支払は、当該年金管理者に対して行なう。

(年金の支給停止)

第11条 年金の支給をされている心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が生じた日の属する月の翌月から当該事実が消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

- (1) 所在が不明のとき。
- (2) 懲役又は禁錮(こ)の刑に処せられ、その刑の執行を受けているとき。
- (3) 日本国内に住所を有しないとき。

(支払の一時差止め)

第12条 知事は、年金受給権者又は年金受給権者に代わつて、現に年金を受領している年金管理者が正当な理由がなくて第19条第1項の規定による届けを提出しないときは、年金の支払を一時差止めすることができる。

(年金の使途制限)

第13条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進を図るために使用されなければならない。

(年金受給権の消滅)

第14条 年金の支給を受ける権利は、年金受給権者が死亡した日の属する月の翌月から消滅する。

(弔慰金の支給)

第15条 県は、加入者(その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を含む。以下この項において同じ。)の生存中にその扶養する心身障害者が死亡

したときは当該加入者に、加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときは当該加入者の相続人に対し、弔慰金を支給する。ただし、加入期間（その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者にあつては、口数追加の期間。以下同じ。）が1年に満たない加入者については、この限りでない。

2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 加入期間が1年以上5年未満のとき。5万円
- (2) 加入期間が5年以上20年未満のとき。12万5,000円
- (3) 加入期間が20年以上のとき。25万円

3 口数追加加入者（その扶養する心身障害者の死亡時において、第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を除く。）については、前項の額に次の各号に掲げる口数追加の期間に応じ当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加の期間が1年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加の期間が1年以上5年未満のとき。5万円
- (2) 口数追加の期間が5年以上20年未満のとき。12万5,000円
- (3) 口数追加の期間が20年以上のとき。25万円

4 第7条第4項の規定は、第1項及び第2項の加入期間並びに前項の口数追加の期間について準用する。

一部改正〔昭和54年条例38号・59年51号・61年12号・平成7年50号・19年65号〕

（脱退一時金の給付）

第15条の2 県は、加入者（脱退時において、第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を含む。以下この項において同じ。）又は口数追加加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、脱退一時金を支給する。ただし、加入者が転出したことに伴い、他の制度の加入者となつたとき及び加入期間（脱退時において、第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者にあつては、口数追加の期間。以下同じ。）又は口数追加の期間が5年に満たない加入者又は口数追加加入者については、この限りでない。

- (1) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (2) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。

2 前項第1号の場合における脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき。7万5,000円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき。12万5,000円
- (3) 加入期間が20年以上のとき。25万円

3 口数追加加入者（脱退時において、第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を除く。）については、前項の額に次の各号に掲げる口数追加の期間に応じ当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加の期間が5年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加の期間が5年以上10年未満のとき。7万5,000円
- (2) 口数追加の期間が10年以上20年未満のとき。12万5,000円
- (3) 口数追加の期間が20年以上のとき。25万円

4 第1項第2号の場合における脱退一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 加入の申込時に2口の加入の申込みをして加入者となつたとき（第4条第2項の規定に該当する加入者にあつては、他の制度における加入の申込時に2口の加入の申込みをして加入者となつたときに限る。）の口数の減少をするとき。第2項に規定する加入期間に応じ同項各号に掲げる額
- (2) 口数追加加入者となつたときの口数の減少をするとき。第3項に規定する口数追加の期間に応じ同項各号に掲げる額

5 第7条第4項の規定は、第1項ただし書の加入期間及び口数追加の期間について準用する。

追加〔平成7年条例50号〕、一部改正〔平成19年条例65号〕

（年金等の支給制限）

第16条 県は、加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失その他規則で定める事由により、県が機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかつたと

きは、年金の全部又は一部を支給しない。

- 2 県は、加入者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかったときは、弔慰金を支給しない。

一部改正〔昭和54年条例38号・59年51号・平成15年60号〕

(不正利得の返還)

- 第17条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の支給を受けた者があるときは、すでに支給した年金又は弔慰金の額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(脱退等)

- 第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 加入者が死亡したとき。
- (2) 加入者が著しい障害を有する状態（規則で定める事由により著しい障害を有する状態となつた場合の当該著しい障害を有する状態を除く。）となつたとき。ただし、口数追加加入者が著しい障害を有する状態となつた場合であつて、その著しい障害を有する状態が規則で定める事由により当該著しい障害を有する状態となつたときは、この限りでない。
- (3) 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
- (4) 加入者が脱退の申出をしたとき。
- (5) 加入者が規則で定める期間掛金を滞納したとき。
- (6) 加入者が転出をしたことに伴い、他の制度に加入したとき。

- 2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失うものとする。

- (1) 口数追加加入者が口数の減少の申出をしたとき。
 - (2) 口数追加加入者が規則で定める期間口数追加掛金を滞納したとき。
- 3 前2項の規定により加入者又は口数追加加入者としての地位を失つた者に対しては、既に納入された掛金等（第7条第3項の規定により納入された掛金等のうち、納入する月が到来していない月分の掛金等を除く。）は、返還しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和54年条例38号・56年10号・59年51号・平成7年50号〕

(届出義務等)

- 第19条 年金受給権者又は年金受給権者に代わつて現に年金を受領している年金管理者は、毎年年金受給権者の現況に関する届を知事に提出しなければならない。

- 2 加入者、年金受給権者及び年金管理者は、掛金等の納入又は年金若しくは弔慰金の支給に影響を及ぼす事実が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金受給権者及び年金管理者は、制度の適正な運営を図るため、知事の行なう調査に協力しなければならない。

一部改正〔昭和54年条例38号〕

(年齢の計算日等)

- 第20条 この条例における年齢は、4月1日における年齢によるものとし、当該年齢は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間用いるものとする。

(掛金等の額の調整)

- 第21条 第7条第1項及び第2項に定める掛金等の額は、保険契約に定める保険料額が改定されたときは、速やかに改定されるものとする。

追加〔昭和54年条例38号〕

(委任)

- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和54年条例38号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から昭和46年8月31日までの間における第4条第1号の規定の適用については、同号中「45歳」とあるのは、「65歳」とする。
- 3 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成21年条例56号〕

附 則（昭和46年3月12日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第26号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月31日条例第38号）

- 1 この条例は、昭和54年11月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に神奈川県心身障害者扶養共済制度条例附則第2項の規定の適用を受けて制度に加入している者（他の制度におけるこれに相当する者で、引き続き制度に加入するものを含む。）は、45歳未満で加入したものとみなす。

附 則（昭和56年3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月27日条例第51号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日条例第12号）

改正 平成7年10月17日条例第50号

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

一部改正〔平成7年条例50号〕

附 則（平成2年10月16日条例第34号）

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成7年10月17日条例第50号）

改正 平成19年12月25日条例第65号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行前に、神奈川県心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度（以下「他の制度」という。）に加入している者であってこの条例の施行後に改正後の条例第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの（改正後の条例第18条第1項第2号ただし書の規定により加入者の地位を失わない者を除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める毎月の掛金を当該月の末日までに県に納入しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する加入の効力が生じた日の年単位の応答日に達している加入者で、制度に20年（第2号に掲げる者にあつては、25年）以上加入しているものは、掛金を納入することを要しない。

（1）昭和54年11月1日以後にこの制度に加入した者であつて加入時（この条例の施行前に他の制度に加入している者であつてこの条例の施行後に改正後の条例第4条第2項の規定によりこの制度に加入したものにあつては、他の制度の加入時。以下同じ。）の年齢が45歳以上であつた者及び昭和61年4月1日以後に加入した者であつて加入時の年齢が45歳未満であつた者 加入時の年齢に応じ附則別表第1に定める掛金

（2）（1）に掲げる者以外の者 昭和61年4月1日における年齢に応じ附則別表第2に定める掛金

- 3 この条例の施行前に、この条例による改正前の神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の2第2項の規定により特約条項の付加の承認を受けた者又は第5

条の4第2項の規定により口数追加条項の付加の承認を受けた者及び他の制度において特約条項が付加されていた者又は口数追加条項が付加されていた者であってこの条例の施行後に改正後の条例第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの（以下「他の制度からの加入者」という。）については、改正後の条例第5条の3第2項の規定により口数追加の承認を受けた者とみなす。この場合において、前段の規定により口数追加の承認を受けた者とみなされた者（他の制度からの加入者で前段の規定により口数追加の承認を受けた者とみなされたものを除く。）の改正前の条例に規定する特約条項の付加の期間又は口数追加条項の付加の期間は改正後の条例に規定する口数追加の期間に算入し、他の制度からの加入者で前段の規定により口数追加の承認を受けた者とみなされたものの他の制度における従前の特約条項の付加の期間又は口数追加条項の付加の期間は改正後の条例に規定する口数追加の期間に算入する。

- 4 改正後の条例第7条第2項の規定にかかわらず、前項前段の規定により口数追加の承認を受けた者とみなされた者は、附則第2項の掛金のほか、特約条項の付加又は口数追加条項の付加の承認を受けたとき（他の制度からの加入者にあつては、他の制度において特約条項が付加され、又は口数追加条項が付加されたとき）の年齢に応じ附則別表第1に定める毎月の口数追加掛金を当該月の末日までに県に納入しなければならない。ただし、65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の効力が生じた日の年単位の応答日に達している前項前段の規定により口数追加の承認を受けた者とみなされた者で、口数追加の期間が20年以上継続しているものは、口数追加掛金を納入することを要しない。
- 5 改正後の条例第7条第4項及び第20条の規定は、附則第2項及び前項の場合に準用する。
（神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 6 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（昭和61年神奈川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則別表第1

加入時又は特約条項の付加若しくは口数追加条項の付加の承認を受けたときの年齢	掛金又は口数追加掛金の月額					
	平成8年 1月1日 から平成 9年3月 31日まで	平成9年 4月1日 から平成 10年3月 31日まで	平成10年 4月1日 から平成 11年3月 31日まで	平成11年 4月1日 から平成 12年3月 31日まで	平成12年 4月1日 から平成 20年3月 31日まで	平成20年 4月1日 以後
35歳未満	1,700円	2,000円	2,400円	2,900円	3,500円	5,600円
35歳以上40歳未満	2,300円	2,700円	3,200円	3,800円	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満	3,100円	3,600円	4,300円	5,100円	6,000円	8,700円
45歳以上50歳未満	3,800円	4,500円	5,300円	6,300円	7,400円	10,600円
50歳以上55歳未満	4,800円	5,600円	6,500円	7,600円	8,900円	11,600円
55歳以上60歳未満	6,100円	7,000円	8,100円	9,400円	10,800円	12,800円
60歳以上65歳未満	7,800円	8,900円	10,200円	11,600円	13,300円	14,500円

一部改正〔平成19年条例65号〕

附則別表第2

昭和61年4月1日における年齢	掛金の月額					
	平成8年 1月1日 から平成 9年3月 31日まで	平成9年 4月1日 から平成 10年3月 31日まで	平成10年 4月1日 から平成 11年3月 31日まで	平成11年 4月1日 から平成 12年3月 31日まで	平成12年 4月1日 から平成 20年3月 31日まで	平成20年 4月1日 以後
35歳未満	1,700円	2,000円	2,400円	2,900円	3,500円	5,600円
35歳以上40歳未満	2,300円	2,700円	3,200円	3,800円	4,500円	6,900円

40歳以上45歳未満	3,100円	3,600円	4,300円	5,100円	6,000円	8,700円
45歳以上	3,800円	4,500円	5,300円	6,300円	7,400円	10,600円

一部改正〔平成19年条例65号〕

附 則（平成11年2月5日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月5日条例第60号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第65号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行前に、神奈川県心身障害者扶養共済制度に加入している者及び他の地方公共団体の心身障害者扶養共済制度に加入している者であってこの条例の施行後に神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（以下「条例」という。）第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの（条例第18条第1項第2号ただし書の規定により加入者の地位を失わない者を除く。以下「改正前加入者」という。）に支給する弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ当該各号に掲げる額とする。

（1） 加入期間が1年以上5年未満のとき。 3万円

（2） 加入期間が5年以上20年未満のとき。 7万5,000円

（3） 加入期間が20年以上のとき。15万円

3 改正後の第15条第3項の規定にかかわらず、改正前加入者であって、条例第7条第2項に規定する口数追加の承認を受けたもの（以下「改正前口数追加加入者」という。）については、前項の額に次の各号に掲げる口数追加の期間に応じ当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加の期間が1年に満たないときは、この限りではない。

（1） 口数追加の期間が1年以上5年未満のとき。 3万円

（2） 口数追加の期間が5年以上20年未満のとき。 7万5,000円

（3） 口数追加の期間が20年以上のとき。15万円

4 改正後の第15条の2第2項の規定にかかわらず、改正前加入者に支給する脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ当該各号に掲げる額とする。

（1） 加入期間が5年以上10年未満のとき。 4万5,000円

（2） 加入期間が10年以上20年未満のとき。 7万5,000円

（3） 加入期間が20年以上のとき。15万円

5 改正後の第15条の2第3項の規定にかかわらず、改正前口数追加加入者については、前項の額に次の各号に掲げる口数追加の期間に応じ当該各号に掲げる額を加算する。ただし、口数追加の期間が5年に満たないときは、この限りではない。

（1） 口数追加の期間が5年以上10年未満のとき。 4万5,000円

（2） 口数追加の期間が10年以上20年未満のとき。 7万5,000円

（3） 口数追加の期間が20年以上のとき。15万円

6 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入の承認を受けた者（条例第18条第1項第2号ただし書の規定に該当する者を含む。）の脱退及び口数追加の承認を受けた者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成7年神奈川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日 条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
（神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において相模原市内に住所を有する第3条の規定による改正前の神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づく神奈川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、施行日以後引き続き同市内に住所を有する者については、施行日において転出したものとみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

- 1 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2 咀（そ）嚼（しゃく）又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- 3 両上肢（し）を手関節以上で失ったもの
- 4 両下肢（し）を足関節以上で失ったもの
- 5 1 上肢（し）を手関節以上で失い、かつ、1 下肢（し）を足関節以上で失ったもの
- 6 両上肢（し）の用を全く永久に失ったもの
- 7 両下肢（し）の用を全く永久に失ったもの
- 8 10 手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- 9 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

一部改正〔昭和54年 条例38号〕

別表第 2（第 7 条関係）

加入時又は口数追加加入者となつたときの年齢	掛金又は口数追加掛金の月額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	1 万1,400円
40歳以上45歳未満	1 万4,300円
45歳以上50歳未満	1 万7,300円
50歳以上55歳未満	1 万8,800円
55歳以上60歳未満	2 万700円
60歳以上65歳未満	2 万3,300円

備考 第 4 条第 2 項の規定に該当する加入者にあつては、この表中「加入時又は口数追加加入者となつたときの年齢」とあるのは「他の制度の加入時又は口数追加加入者となつたときの年齢」とする。

全部改正〔平成 7 年 条例50号〕、一部改正〔平成19年 条例65号〕

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第7号）

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年1月11日
条例第7号

改正	平成25年2月12日条例第45号	平成25年10月22日条例第106号
	平成26年2月7日条例第2号	平成26年11月25日条例第62号
	平成27年3月20日条例第40号	平成27年10月20日条例第74号
	平成28年3月29日条例第43号	平成29年3月31日条例第35号
	平成29年9月5日条例第54号	平成30年3月30日条例第58号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条～第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2～第55条の5）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第56条～第61条の2）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第62条）

第2節 人員に関する基準（第63条・第64条）

第3節 設備に関する基準（第65条）

第4節 運営に関する基準（第66条～第71条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第72条）

第2節 人員に関する基準（第73条・第74条）

第3節 設備に関する基準（第75条）

第4節 運営に関する基準（第76条～第78条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の2）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第79条～第81条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第81条の2）

第2節 人員に関する基準（第81条の3・第81条の4）

第3節 設備に関する基準（第81条の5）

第4節 運営に関する基準（第81条の6～第81条の9）

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第82条）

第2節 人員に関する基準（第83条・第84条）

第3節 設備に関する基準（第85条）

第4節 運営に関する基準（第86条～第89条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第90条～第92条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項及び第2項並びに第21条の5の17第1項の規定に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づく基準該当通所支援の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所給付決定保護者 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (2) 指定障害児通所支援事業者等 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。
- (3) 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。
- (4) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等（次号及び第11号において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。）の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療費をいう。以下同じ。）の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (6) 基準該当通所支援 法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。
- (7) 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。
- (8) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。
- (9) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。
- (10) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。
- (11) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (12) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (13) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。
- (14) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準に規定する事

業のみを行う事業所を除く。)をいう。

一部改正〔平成25年条例45号・26年62号・30年58号〕

(法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者)

第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定通所支援に係る計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例35号・30年58号〕

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)(に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。))又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定す

- る児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
 - 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
 - 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
 - 7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

一部改正〔平成27年条例74号・29年54号・30年58号〕

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 児童指導員及び保育士
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上
 - イ 児童指導員 1以上
 - ウ 保育士 1以上
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 調理員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合においては、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
 - (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数
 - 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、

第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を当該各号に定めるとおり置かなければならない。この場合においては、当該各号に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 第1項第2号ア及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（次項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室を設けるとともに、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近に所在する屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項の指導訓練室及び遊戯室の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とすること。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、当該設備を併せて設置する他の社会福祉

施設における事業の用に供することができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）の障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合には、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者の障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、他の適当な指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合には、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費（法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費をいう。以下同じ。）の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援を提供した日、その内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。

(1) 当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであること。

(2) 当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であること。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、規則で定める。

5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援

(以下この条において「他の指定通所支援」という。)を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、これらの指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合においては、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
 - 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
 - 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画を見直し、必要に応じて当該児童発達支援計画を変更するものとする。
 - 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。
 - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。
(児童発達支援管理責任者の責務)
- 第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (相談及び援助)
- 第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- (指導、訓練等)
- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
 - 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
 - 4 指定児童発達支援事業者は、常に1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
 - 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
- (食事)
- 第32条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において障害児に食事を提供するときは、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立にしなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好（し）好を考慮したものでなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所に教養又は娯楽に係る設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(障害児及び従業者の健康診断)

第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、障害児の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要と認める場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児の通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費（法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費をいう。第69条において同じ。）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第44条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備え、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備え、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

(重要事項の掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

一部改正〔平成26年条例2号・30年58号〕

(苦情への対応)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(地域との連携等)

第52条 指定児童発達支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童

発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、当該障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成27年条例40号・28年43号・30年58号〕

(事故発生時の対応)

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等への連絡その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

(2) 児童発達支援計画

(3) 第36条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第45条第2項に規定する身体的拘束等の記録

(5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

追加〔平成30年条例58号〕

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第60条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例58号〕

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所

介護事業者をいう。) (第61条において「指定通所介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第61条第1号において同じ。)の面積を指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例58号〕

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居

宅介護事業所をいう。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準(指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。)を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例58号〕

(準用)

第55条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

追加〔平成30年条例58号〕

第6節 基準該当通所支援に関する基準

一部改正〔平成30年条例58号〕

(従業者の員数)

第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに

1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(設備)

第57条 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第58条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第59条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(指定生活介護事業所に関する特例)

第60条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児を当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者とみなした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成30年条例58号〕

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第61条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対

して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成25年条例106号・28年43号・30年58号〕

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第61条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びにこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第97条の規定により基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害児及び障害者の数の合計数の上限をいう。以下同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害児及び障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に依りそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害児及び障害者を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者とみなした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成25年条例106号〕、一部改正〔平成27年条例40号・28年43号・30年58号〕

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第62条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第63条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
 - (2) 児童指導員 1以上
 - (3) 保育士 1以上
 - (4) 看護職員 1以上
 - (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
 - (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる従業者及び前項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

一部改正〔平成30年条例58号〕

（準用）

第64条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第65条 指定医療型児童発達支援事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備
 - (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室
 - (3) 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければ

ばならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第2号及び第3号に掲げる設備を、併せて設置する他の社会福祉施設における事業の用に供することができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第66条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、規則で定める。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項
- (情報の提供等)

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

追加〔平成30年条例58号〕

(準用)

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第67条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第44条中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例58号〕

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、

当該機能訓練担当職員が、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
一部改正〔平成27年条例40号・29年35号・30年58号〕

(準用)

第74条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第75条 指定放課後等デイサービス事業所には、指導訓練室を設けるとともに、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第76条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

一部改正〔平成27年条例40号〕

(通所利用者負担額の受領)

第77条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給

付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第77条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例40号・29年35号・30年58号〕

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

追加〔平成30年条例58号〕

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

追加〔平成30年条例58号〕

第6節 基準該当通所支援に関する基準

一部改正〔平成30年条例58号〕

(従業者の員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

一部改正〔平成29年条例35号〕

(設備)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

追加〔平成27年条例40号〕

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条

の2まで、第72条及び第77条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

一部改正〔平成25年条例106号・27年40号・29年35号・30年58号〕

第5章 居宅訪問型児童発達支援

追加〔平成30年条例58号〕

第1節 基本方針

追加〔平成30年条例58号〕

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

追加〔平成30年条例58号〕

第2節 人員に関する基準

追加〔平成30年条例58号〕

（従業者の員数）

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

（2）児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

追加〔平成30年条例58号〕

（準用）

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

追加〔平成30年条例58号〕

第3節 設備に関する基準

追加〔平成30年条例58号〕

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

追加〔平成30年条例58号〕

第4節 運営に関する基準

追加〔平成30年条例58号〕

（身分を証する書類の携行）

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

追加〔平成30年条例58号〕

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合には、それに要した交通費の額の支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

追加〔平成30年条例58号〕

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

追加〔平成30年条例58号〕

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

追加〔平成30年条例58号〕

第6章 保育所等訪問支援

一部改正〔平成30年条例58号〕

第1節 基本方針

第82条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第83条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて保育所等訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第84条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第83条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

全部改正〔平成30年条例58号〕

第4節 運営に関する基準

第86条から第88条まで 削除

〔平成30年条例58号〕

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第44条中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例58号〕

第7章 多機能型事業所に関する特例

一部改正〔平成30年条例58号〕

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援の事業（以下「指定通所支援の事業」という。）のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第63条、第73条第1項、第2項及び第4項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事

業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第5項及び第73条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一部改正〔平成27年条例40号・30年58号〕

（設備に関する特例）

第91条 多機能型事業所に設けられた設備については、当該多機能型事業所におけるサービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供することができる。

（利用定員に関する特例）

第92条 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第66条、第76条及び前2項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

4 多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護（障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。）の事業を併せて行う場合には、第12条、第66条、第76条及び第2項の規定にかかわらず、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であって児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第82条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 指定障害福祉サービス基準附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているもの

については、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第73条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第6条第1項第1号ア及びイ、第28条、第29条並びに第73条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第73条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。

- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に係る第7条第1項第2号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数」とあるのは、「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数」とする。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年2月12日条例第45号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月22日条例第106号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月7日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日条例第62号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第40号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月20日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第43号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第35号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者に係る従業員の員数に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、改正後の第73条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第79条に規定する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者に係る従業員の員数に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月5日条例第54号）

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第58号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けている指定児童発達支援事業者に係る従業員の員数に関する基準については、平成31年3月31日までの間は、改正後の第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第56条に規定する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者に係る従業員の員数に関する基準については、平成31年3月31日までの間は、改正後の同条の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第8号）

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年1月11日
条例第8号

改正 平成26年2月7日条例第2号 平成26年11月25日条例第62号
平成27年10月20日条例第74号 平成29年9月5日条例第54号
平成30年3月30日条例第59号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 指定福祉型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第5条）

第2節 設備に関する基準（第6条）

第3節 運営に関する基準（第7条～第52条）

第3章 指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第53条）

第2節 設備に関する基準（第54条）

第3節 運営に関する基準（第55条～第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の12第1項及び第2項の規定に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設（児童福祉法（以下「法」という。）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。次号において同じ。）のうち法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。
- (2) 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。
- (3) 指定障害児入所施設等 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。
- (4) 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。
- (5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等（次号及び第11号において「障害児入所給付費等」という。）の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- (6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療費をいう。以下同じ。）の額を控除した額の合計額をいう。
- (7) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。
- (8) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。

- (9) 給付決定期間 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。
- (10) 入所受給者証 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。
- (11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者）

第3条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定入所支援に係る計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
 - イ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上
- (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数
 - (ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上)

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。同条第2項第3号において同じ。）（同条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（同条第3項第3号及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合は医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合は心理指導担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を置かなければならない。

3 第1項（第1号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

一部改正〔平成26年条例62号・27年74号・29年54号・30年59号〕

第2節 設備に関する基準

第6条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等の身体の機能の不自由を補う設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

4 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所

させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

- 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。）については、当該設備を併せて設置する他の社会福祉施設における事業の用に供することができる。

一部改正〔平成30年条例59号〕

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第35条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合には、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由なく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第11条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合には、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認するものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第12条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費（法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費をいう。以下同じ。）の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第14条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合には、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第15条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、当該障害児に係る入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に報告しなければならない。

ない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合には、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、当該指定入所支援を提供した日、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第17条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。

(1) 当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであること。

(2) 当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であること。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第18条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第8項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、規則で定める。

- 5 指定福祉型障害児入所施設は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。

- 6 指定福祉型障害児入所施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援(以下この条において「他の指定入所支援」という。)を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第20条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合には、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

第21条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明をしなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第22条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的な内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成したときは、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、入所支援計画を見直し、必要に応じて当該入所支援計画を変更するものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第23条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第25条に規定する相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(検討等)

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができることを認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第25条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常に1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第27条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に食事を提供するときは、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立にしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜(し)好を考慮しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第28条 指定福祉型障害児入所施設は、教養又は娯楽に係る設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合には、入所給付決定保護者の同意を得た上で、当該障害児又はその家族に代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(障害児及び従業者の健康診断)

第29条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、障害児の食事を調理する者につき、特に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第30条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供時に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要と認める場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第31条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第32条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児の入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

第34条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第41条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備え、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきししなければならない。

(協力医療機関等)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備え、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第41条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し、

法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第45条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第46条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が適切かつ円滑に入所できるよう、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

一部改正〔平成26年条例2号・30年59号〕

(苦情への対応)

第48条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場

合には、速やかに都道府県、当該障害児の家族等への連絡その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第51条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第52条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所支援計画
- (2) 第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 第33条の規定による都道府県への通知に係る記録
- (4) 第42条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) 第48条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第50条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

第53条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
 - (2) 児童指導員及び保育士
 - ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)又は(イ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数
 - (ア) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
 - (イ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
 - イ 児童指導員 1以上
 - ウ 保育士 1以上
 - (3) 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
 - (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上(主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。)において職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。
 - 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
 - 4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護(障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。)に係る指定障害福祉サービス事業者(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合

には、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第2節 設備に関する基準

第54条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備
 - (2) 訓練室及び浴室
- 2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。
- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
 - (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第1項各号及び第2項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第2号及び第2項各号に掲げる設備については、当該設備を併せて設置する他の社会福祉施設における事業の用に供することができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合には、指定障害福祉サービス基準条例第53条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

- 第55条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供したときは、入所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- (1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
 - (2) 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定医療型障害児入所施設は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定医療型障害児入所施設は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第56条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又

は障害児入所医療費の支給を受けた場合には、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第57条 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から第45条まで、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)の施行の際現に存した障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限る。)であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの(同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第6条第3項第1号及び第3号の規定は適用しない。
- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成26年2月7日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月25日条例第62号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年10月20日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月5日条例第54号)

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)の施行の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第59号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、平成33年3月31日までの間は、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第9号）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年1月11日

条例第9号

改正	平成25年2月12日条例第45号	平成25年10月22日条例第107号
	平成26年3月28日条例第28号	平成26年11月25日条例第62号
	平成27年3月20日条例第41号	平成28年3月29日条例第44号
	平成29年3月31日条例第36号	平成30年3月30日条例第60号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条～第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条～第44条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条）

第3章 療養介護

第1節 基本方針（第50条）

第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）

第3節 設備に関する基準（第53条）

第4節 運営に関する基準（第54条～第78条）

第4章 生活介護

第1節 基本方針（第79条）

第2節 人員に関する基準（第80条～第82条）

第3節 設備に関する基準（第83条）

第4節 運営に関する基準（第84条～第95条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条）

第5章 短期入所

第1節 基本方針（第99条）

第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）

第3節 設備に関する基準（第102条）

第4節 運営に関する基準（第103条～第110条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第113条）

第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）

第3節 設備に関する基準（第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条～第123条）

第7章 削除

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第142条）

- 第2節 人員に関する基準（第143条・第144条）
- 第3節 設備に関する基準（第145条）
- 第4節 運営に関する基準（第146条～第149条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4）
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条）
- 第9章 自立訓練（生活訓練）
 - 第1節 基本方針（第152条）
 - 第2節 人員に関する基準（第153条・第154条）
 - 第3節 設備に関する基準（第155条）
 - 第4節 運営に関する基準（第156条～第159条）
 - 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4）
 - 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）
- 第10章 就労移行支援
 - 第1節 基本方針（第162条）
 - 第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）
 - 第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）
 - 第4節 運営に関する基準（第167条の2～第172条）
- 第11章 就労継続支援A型
 - 第1節 基本方針（第173条）
 - 第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）
 - 第3節 設備に関する基準（第176条）
 - 第4節 運営に関する基準（第177条～第185条）
- 第12章 就労継続支援B型
 - 第1節 基本方針（第186条）
 - 第2節 人員に関する基準（第187条）
 - 第3節 設備に関する基準（第188条）
 - 第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）
 - 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条～第194条）
- 第13章 就労定着支援
 - 第1節 基本方針（第194条の2）
 - 第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）
 - 第3節 設備に関する基準（第194条の5）
 - 第4節 運営に関する基準（第194条の6～第194条の12）
- 第14章 自立生活援助
 - 第1節 基本方針（第194条の13）
 - 第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）
 - 第3節 設備に関する基準（第194条の16）
 - 第4節 運営に関する基準（第194条の17～第194条の20）
- 第15章 共同生活援助
 - 第1節 基本方針（第195条）
 - 第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）
 - 第3節 設備に関する基準（第198条）
 - 第4節 運営に関する基準（第198条の2～第201条）
 - 第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1款 総則（第201条の2・第201条の3）
 - 第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）
 - 第3款 設備に関する基準（第201条の6）
 - 第4款 運営に関する基準（第201条の7～第201条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 総則（第201条の12・第201条の13）

第2款 人員に関する基準（第201条の14・第201条の15）

第3款 設備に関する基準（第201条の16）

第4款 運営に関する基準（第201条の17～第201条の22）

第16章 多機能型に関する特例（第202条・第203条）

第17章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第204条～第208条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第43条第1項及び第2項並びに第41条の2第1項第1号及び第2号の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第30条第1項第2号イの規定に基づく基準該当障害福祉サービスの事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

一部改正〔平成30年条例60号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- （2）支給決定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- （3）支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。
- （4）支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- （5）受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- （6）支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- （7）指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- （8）指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- （9）指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- （10）指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- （11）指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- （12）利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費（法第29条第1項に規定する介護給付費をいう。以下同じ。）又は訓練等給付費（同項に規定する訓練等給付費をいう。以下同じ。）の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費（法第70条第1項に規定する療養介護医療費をいう。以下同じ。）を控除して得た額の合計額をいう。
- （13）法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項におい

て準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払われることをいう。

- (14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
- (15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
- (16) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

一部改正〔平成25年条例45号・107号・26年28号・30年60号〕

（法第36条第3項第1号の条例で定める者）

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、提供する指定障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第5条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章並びに第201条の10第3項及び第4項において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害に

より行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものに対し、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、当該障害者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものに対し、当該障害者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章並びに第201条の12及び第201条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定居宅介護の指定を受け、又は指定居宅介護の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

一部改正〔平成25年条例45号・26年28号・30年60号〕

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第9条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第32条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合には、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第11条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（次項において「契約支給量」という。）

その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等に係る支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合には、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は

その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、その提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第21条 指定居宅介護事業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる。

(1) 当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであること。

(2) 当該支給決定障害者等に当該金銭の支払を求めることが適当であること。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに当該支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対して説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合には、支給決定障害者等から、前2項の支払を受ける額のほか、それに要した交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第23条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支払を受けた場合には、その額を当該介護給付費に係る支給決定障害者等に通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合には、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第25条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らな

ればならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定居宅介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第27条 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した指定居宅介護に係る計画(以下この章において「居宅介護計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族に対し、その内容について説明を行うとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況を把握し、必要に応じて当該居宅介護計画を変更するものとする。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第28条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第29条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第27条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導その他のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第36条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除その他の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないようにしなければならない。

(勤務体制の確保等)

第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第35条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第39条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第40条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、知事又は市町村若しくは市町村長からの求めがあった場合には、前3項の改善の内容を知事又は市町村若しくは市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第1項において準用する第36条」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

- 2 第10条から第32条まで及び第34条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第

44条第2項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第44条第2項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

一部改正〔平成30年条例60号〕

(従業者の員数)

第45条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 離島その他の地域であって指定障害福祉サービス基準第44条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施

設等の職務に従事させることができる。

(設備及び備品等)

第47条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第48条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該居宅介護が第45条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し、適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において読み替えて準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において読み替えて準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において読み替えて準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例60号〕

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成25年条例45号〕

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第51条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
 - (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
 - (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。
 - (4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定療養介護の指定を受け、又は指定療養介護の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項（第1号及び第2号を除く。）に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第3号の生活支援員及び同項第4号のサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号。同項において「指定入所施設基準条例」という。）第53条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

一部改正〔平成26年条例62号〕

(管理者)

第52条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3節 設備に関する基準

第53条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備、多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定入所施設基準条例第54条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第54条 指定療養介護事業者は、利用者の入所及び退所に際しては、入所及び退所の年月日その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第55条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、支給決定障害者から、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

（1）日用品費

（2）前号に掲げるもののほか、指定療養介護として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額等に係る管理）

第57条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担

額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第58条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支払を受けた場合には、その額を当該介護給付費及び療養介護医療費に係る支給決定障害者に通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合には、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者には面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説明を行い、当該利用者の理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携についても、当該療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画を変更するものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者には面接すること。

(2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第63条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第64条 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第65条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第66条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第67条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費（法第30条第1項に規定する特例介護給付費をいう。以下同じ。）又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第68条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者はこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第74条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供することができるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活

動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養介護計画
- (2) 第55条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 第67条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第75条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第79条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章、第17章及び附則第2項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数
 - (ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - イ 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、1以上
 - ウ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
 - エ 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定生活介護の指定

を受け、又は指定生活介護の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 指定生活介護事業者は、第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第81条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第82条 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第83条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備のうち、訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 訓練・作業室

- ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

- 3 第1項に規定する相談室は、利用者の支援に支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第84条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、支給決定障害者から、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適

当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、規則で定める。
- 5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第85条 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第86条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
- (4) 防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。

(工賃)

第87条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)その他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該障害者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(食事)

第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し、食事の提供の有無について説明を行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合には、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第89条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第90条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第94条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第92条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第93条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

(掲示)

第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで及び第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは

「第95条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模

多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))にあっては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。))を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条

第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準(指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。)を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節(第95条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

一部改正〔平成30年条例60号〕

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第204条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者を当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者と同数とした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成26年条例28号・28年44号・30年60号〕

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。)の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされ

る通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第61条の2の規定により基準該当児童発達支援（指定通所支援基準第54条の6第1項に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービス（指定通所支援基準第71条の3第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員に同じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者とみなした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成25年条例107号・27年41号・28年44号・30年60号〕

(準用)

第98条 第84条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第99条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第100条 法第5条第8項に規定する施設に指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

（1） 指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所する利用者にサービスを提供するものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）に併設事業所を設置する場合 当該併設事業所の利用者を当該入所施設等の利用者とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

（2） 第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所に限る。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と総称する。）に併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第195条に規定する指定共同生活援助、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 当該併設事業所の利用者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数

（ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

（イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 法第5条第8項に規定する施設で、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

（1） 入所施設等に空床利用型事業所を設置する場合 空床利用型事業所の利用者を当該入所施設等の利用者とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

（2） 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下この号において同じ。）に空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該空床利用型事業所の利用者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数

- (ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上
 - (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 指定生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」と総称する。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 指定生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を提供する時間帯 当該単独型事業所の利用者を当該指定生活介護事業所等の利用者とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- イ 指定短期入所の事業を行う時間帯（アに掲げるものを除く。）（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数
- (ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上
 - (イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合前号イ（ア）又は（イ）に定める当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号イ（ア）又は（イ）に定める数

一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

（準用）

第101条 第52条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

一部改正〔平成26年条例28号〕

第3節 設備に関する基準

第102条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

- 2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一の敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 空床利用型事業所にあつては、当該空床利用型事業所が設置される施設として必要とされる設備を有しなければならない。
- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 5 前項に規定する設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

- イ 地階に設けないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、8平方メートル以上とするこ
と。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 食堂
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第103条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても、当該指定短期入所の提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第104条 指定短期入所事業者は、利用者の入所及び退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所及び退所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合には、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等から、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、規則で定める。
- 5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。
- 6 指定短期入所事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同

意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第107条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対し、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対し、食事の提供を行わなければならない。

5 指定短期入所事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第108条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員（第100条第2項の規定の適用を受ける施設を除く。）

(4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) サービスの利用に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第201条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

(準用)

第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第108条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2

項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

一部改正〔平成30年条例60号〕

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、6人)までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成25年条例107号・27年41号・28年44号・30年60号〕

(準用)

第112条 第105条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第113条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものに対し、当該障害者等の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、この条例に規定する当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている障害福祉サービス(療養介護を除く。)に従事する従業者及びその員数に関する基準又は指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第10

- 号)に規定する施設障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)に従事する従業者及びその員数に関する基準を満たさなければならない。
- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者を1以上置かなければならない。
 - 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として指定障害福祉サービス基準第127条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるものでなければならない。
 - 4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

(準用)

第115条 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第116条 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第117条 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援において提供する指定障害福祉サービス(指定療養介護を除く。)の事業を行う者又は指定障害者支援施設を設置する者でなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(事業所の体制)

第118条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時に対応できる体制、自ら又は第三者に委託することにより2以上の障害福祉サービスを提供することができる体制及び指定重度障害者等包括支援事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第119条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、**障害福祉サービス事業**の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第11号)に規定する運営に関する基準又は障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第13号)に規定する運営に関する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。
- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスに応じ、この条例に規定する運営に関する基準を満たさなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しや

すいように説明を行わなければならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例60号〕

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 サービス提供責任者は、提供する障害福祉サービスについて、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族に対し、その内容について説明を行うとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況を把握し、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画を変更するものとする。この場合においては、前2項の規定を準用する。

一部改正〔平成30年条例60号〕

(運営規程)

第122条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供することができる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実地の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

第7章 削除

〔平成26年条例28号〕

第124条から第141条まで 削除

〔平成26年条例28号〕

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成30年条例60号〕

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第143条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき

従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - イ 看護職員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - ウ 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - エ 生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - (2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加え、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
 - 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定自立訓練（機能訓練）の指定を受け、又は指定自立訓練（機能訓練）の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。
 - 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - 5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 6 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 7 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第144条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第145条 第83条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第146条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、支給決定障害者から、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、規則で定める。

- 5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第147条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対し、当該利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第148条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が居宅における生活に移行した後においても、一定の期間、当該利用者との定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例60号〕

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上である

こと。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

一部改正〔平成30年条例60号〕

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上

であること。

- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者を、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者となした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成26年条例28号・28年44号〕

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障

害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者となしした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成28年条例44号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

（準用）

第151条 第146条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針

第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成30年条例60号〕

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第153条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

- (3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 健康管理等を行う必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、前2項に規定する員数の従業者に加え、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

- 4 第1項（第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定自立訓練（生活訓練）の指定を受け、又は指定自立訓練（生活訓練）の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

- 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓

練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号（第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第154条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第155条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備のうち、訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1） 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けなければならない。

4 前項に規定する居室及び浴室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1） 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分を除き、7.43平方メートル以上とする。

（2） 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

5 第1項に規定する訓練・作業室は、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、設けないことができる。

6 第1項に規定する相談室は、利用者の支援に支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

7 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第156条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供したときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、その提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第157条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）

を提供する場合には、支給決定障害者から、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供する場合には、支給決定障害者から、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、規則で定める。
- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までに係る費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

（記録の整備）

第158条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画
- (2) 第156条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 次条において準用する第90条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項並びに第60条第1項、第2項及び第4項から第8項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例107号・26年28号・30年60号〕

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業に関して次の基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に同じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例60号〕

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

一部改正〔平成30年条例60号〕

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）は、当該事業に関して次の基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者を、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者とみなした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一部改正〔平成26年条例28号・28年44号〕

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条

例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者となしした場合において、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が介護保険法第78条の4第1項の規定に基づき定める条例に規定する基準（指定小規模多機能型居宅介護等の事業を行う事業所に置くべき従業者に係る部分に限る。）を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成28年条例44号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

（準用）

第161条 第146条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章 就労移行支援 第1節 基本方針

第162条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対し、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第163条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定就労移行支援の指定を受け、又は指定就労移行支援の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による認定を受けた指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 認定指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 認定指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 認定指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 認定指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第165条 第52条及び第81条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。ただし、認定指定就労移行支援事業所を設置する指定就労移行支援事業者については、第81条の規定は、準用しない。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第166条 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

(認定指定就労移行支援事業所の設備の基準)

第167条 前条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。

第4節 運営に関する基準

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

（実習の実施）

第168条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第172条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例60号〕

（求職活動の支援等の実施）

第169条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第170条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行わなければならない。

（就職状況の報告）

第171条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第172条において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年条例107号・26年28号・30年60号〕

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第173条 省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第174条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

（2） サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定就労継続支援A型の指定を受け、又は指定就労継続支援A型の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第175条 第52条及び第81条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第176条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備のうち、訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1） 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合には、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室、多目的室その他必要な設備は、利用者の支援に支障がない場合には、それぞれ同項に規定する他の設備と兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第177条 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人のほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者で、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

(雇用契約の締結)

第178条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。第180条第3項及び第5項において同じ。）は、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者である場合には、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

一部改正〔平成29年条例36号〕

(就労)

第179条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- (2) 作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
- (3) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。

一部改正〔平成29年条例36号〕

(賃金及び工賃)

第180条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者（第178条第2項の規定により雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型の提供を受けた者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）を除く。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者へ支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 4 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。
- 5 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第3項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払については、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

一部改正〔平成29年条例36号〕

(実習の実施)

第181条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第185条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めな

ればならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合には、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員の数に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員の数に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員の数に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(6) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

(7) 通常の実業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

追加〔平成29年条例36号〕

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第185条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第184条の2に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成29年条例36号〕

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第186条 省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第187条 第52条、第81条及び第174条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第188条 第176条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（工賃）

第189条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

（準用）

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第190条において読み替えて準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（実施主体等）

第191条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第2条第2項第7号の授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号の授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下この条において「最低基準」という。）第25条に掲げる職員のうち1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

- 3 基準該当就労継続支援B型事業所は、最低基準に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(運営規程)

第192条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(工賃)

第193条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第13章 就労定着支援

追加〔平成30年条例60号〕

第1節 基本方針

追加〔平成30年条例60号〕

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、規則で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

第2節 人員に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(従業者の員数)

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第3節 設備に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

第4節 運営に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

追加〔平成30年条例60号〕

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対し、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の支援を行わなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

追加〔平成30年条例60号〕

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の12において読み替えて準用する次条第1項に規定する就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

追加〔平成30年条例60号〕

第14章 自立生活援助

追加〔平成30年条例60号〕

第1節 基本方針

追加〔平成30年条例60号〕

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及び置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

第2節 人員に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

（従業者の員数）

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

（2） サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

追加〔平成30年条例60号〕

（準用）

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第3節 設備に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

（準用）

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第4節 運営に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

（実施主体）

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

（定期的な訪問による支援）

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することによ

り、当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行わなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、当該利用者の居宅への訪問等により、速やかに当該利用者の状況を把握しなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する次条第1項に規定する自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

追加〔平成30年条例60号〕

第15章 共同生活援助

一部改正〔平成30年条例60号〕

第1節 基本方針

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定共同生活援助の指定を受け、又は指定共同生活援助の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。
 - 3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 一部改正〔平成26年条例28号〕

(管理者)

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

全部改正〔平成26年条例28号〕

第3節 設備に関する基準

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域であって、かつ、入所する利用者に昼夜を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外に存するようになければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 一の共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（当該共同生活住居を改築する時点のその入居定員が30人未満である場合にあっては、当該入居定員の数以下）とすることができる。
- 6 共同生活住居には、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットの基準は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 入居定員を1人とすること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等に係る部分を除き、7.43平方メートル以上とすること。

全部改正〔平成26年条例28号〕

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第198条の2 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）を対象に、指定共同生活援助を提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

（入退居の記録の記載等）

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居及び退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居及び退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居及び退居に際しては、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

（利用者負担額等の受領）

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

（1）食材料費

（2）家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該支給決定障害者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該支給決定障害者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

（3）光熱水費

（4）日用品費

（5）前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

（指定共同生活援助の取扱方針）

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前に体験的に指定共同生活援助の利用を希望する者に対して指

定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

追加〔平成26年条例28号〕

(介護、家事等)

第199条 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 調理、洗濯、掃除その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護（指定共同生活援助として提供される介護を除く。）を受けさせ、又は当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者に当該利用者に係る家事等（指定共同生活援助として提供される家事等を除く。）をさせてはならない。

一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

追加〔平成26年条例28号〕

(勤務体制の確保等)

第200条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業員によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合には、当該事業者の業務の実施状況を定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加〔平成26年条例28号〕

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第199条の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替える

ものとする。

一部改正〔平成26年条例28号〕

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

第1款 総則

追加〔平成30年条例60号〕

(趣旨)

第201条の2 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

追加〔平成30年条例60号〕

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

第2款 人員に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービ

ス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

追加〔平成30年条例60号〕

第3款 設備に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域であつて、かつ、入所施設又は病院の敷地外に存するようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一の建物の入居定員の合計は20人以下とする。

- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(知事が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。

- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限として、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。

- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分を除き、7.43平方メートル以上とすること。

追加〔平成30年条例60号〕

第4款 運営に関する基準

追加〔平成30年条例60号〕

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて第99条に規定する指定短期入所(第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

追加〔平成30年条例60号〕

(介護、家事等)

第201条の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

追加〔平成30年条例60号〕

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又は置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

（協議の場の設置等）

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずるものとして知事が認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等について記録を整備しなければならない。

追加〔平成30年条例60号〕

（準用）

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3に規定する重要事項に関する規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

追加〔平成30年条例60号〕

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

第1款 総則

追加〔平成26年条例28号〕

(趣旨)

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。))の作成、相談その他の日常生活上の援助(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(基本方針)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

第2款 人員に関する基準

追加〔平成26年条例28号〕

(従業者の員数)

第201条の14 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定共同生活援助の指定を受け、又は指定共同生活援助の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(準用)

第201条の15 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

第3款 設備に関する基準

追加〔平成26年条例28号〕

第201条の16 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

第4款 運営に関する基準

追加〔平成26年条例28号〕

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の17 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の19に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合には、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の18 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(運営規程)

第201条の19 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の20 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法により指定居宅介護の提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務につ

いて必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(勤務体制の確保等)

第201条の21 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

(準用)

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関、同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者に限る」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者を除く」とあるのは「入居前に体験的に外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

追加〔平成26年条例28号〕、一部改正〔平成30年条例60号〕

第16章 多機能型に関する特例

一部改正〔平成30年条例60号〕

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

- 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デ

イサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

一部改正〔平成25年条例107号・30年60号〕

(設備の特例)

第203条 多機能型事業所に設けられた設備については、当該多機能型事業所におけるサービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供することができる。

第17章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

一部改正〔平成26年条例28号・30年60号〕

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第204条 離島その他の地域であって指定障害福祉サービス基準第219条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、この章に定めるところによる。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(従業者の員数)

第205条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)

(2) 看護職員 1以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

(5) 職業指導員 1以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)

(6) サービス管理責任者 1以上

- 2 特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者を除く。）は、前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 3 第1項第4号の生活支援員及び同項第6号のサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(管理者)

第206条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(利用定員)

第207条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

一部改正〔平成26年条例28号〕

(準用)

- 第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第208条第1項において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第208条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第208条第2項から第5項までにおいて準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第94条中「前条」とあるのは「第208条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。
- 2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条及び第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条第2項及び第3項中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項及び第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2

項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

- 3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第142条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条第2項及び第3項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 4 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条及び第157条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条第2項及び第3項中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。
- 5 第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条第2項及び第3項中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第208条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成26年条例28号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）
- 2 当分の間、指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位

ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

一部改正〔平成26年条例28号〕

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定生活介護の指定を受け、又は指定生活介護の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

(指定障害福祉サービス基準の施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

4 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、指定障害福祉サービス基準の施行の日（以下「指定障害福祉サービス基準の施行日」という。）において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っていた者に限る。）は、第198条第1項（第201条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一部改正〔平成26年条例28号・27年41号・30年60号〕

(指定障害福祉サービス基準の施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っていた事業所に係る設備に関する特例)

5 指定共同生活援助事業者等は、指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存した指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項（これらの規定を第201条の16において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定障害福祉サービス基準による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

一部改正〔平成26年条例28号・27年41号・30年60号〕

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成26年条例28号・27年41号・30年60号〕

7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するもの（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（入浴、排せつ、食事等の介護その他の身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望する場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、

適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

一部改正〔平成26年条例28号・27年41号・30年60号〕

- 8 前2項の場合において、第196条第1項第2号イからエまで及び第201条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

一部改正〔平成26年条例28号・27年41号・30年60号〕

(指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存した精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

- 9 指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存した法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第198条（第201条の16において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第198条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第8項第2号の規定は、当分の間、適用しない。

一部改正〔平成26年条例28号・27年41号・30年60号〕

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

- 10 法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）

（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第155条第4項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

一部改正〔平成27年条例41号〕

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

- 11 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の

建物については、当分の間、第53条第1項、第83条第1項（第145条及び第167条において準用する場合を含む。）、第155条第1項又は第176条第1項（第188条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

一部改正〔平成27年条例41号〕

（従たる事業所に関する経過措置）

- 12 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設において、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合であつて、指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存した分場（整備省令第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）第51条第1項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第6条第1項及び第47条第1項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置するときは、当分の間、第81条第2項（第144条、第154条、第165条、第175条及び第187条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

一部改正〔平成27年条例41号〕

（検討）

- 13 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成27年条例41号〕

附 則（平成25年2月12日条例第45号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月22日条例第107号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第28号）

改正 平成30年3月30日条例第60号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（指定共同生活援助事業所等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新条例第201条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

一部改正〔平成30年条例60号〕

- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第201条の14の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

一部改正〔平成30年条例60号〕

5 附則第3項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた旧指定共同生活援助事業所について、新条例第201条の20第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

一部改正〔平成30年条例60号〕

附 則（平成26年11月25日条例第62号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第41号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている地域移行型ホーム事業者（改正前の附則第6項に規定する地域移行型ホーム事業者をいう。）に係る地域移行型ホーム（改正前の附則第5項に規定する地域移行型ホームをいう。）の特例については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第44号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第36号）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている指定就労継続支援A型事業者に係る重要事項に関する規程に関する基準については、平成29年6月30日までの間は、改正後の第184条の2及び第185条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月30日条例第60号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第11号）

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成25年1月11日

条例第11号

改正 平成25年2月12日条例第45号 平成26年3月28日条例第29号
平成26年11月25日条例第62号 平成29年3月31日条例第37号
平成30年3月30日条例第62号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 療養介護（第4条～第32条）
- 第3章 生活介護（第33条～第50条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）
- 第6章 就労移行支援（第61条～第69条）
- 第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条）
- 第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- （2）常勤換算方法 事業所の職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- （3）多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

一部改正〔平成25年条例45号・26年62号・30年62号〕

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、提供する障害福祉サービスについて、利用者の意

向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

（基本方針）

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の2に規定する者に対し、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第5条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
 - (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
 - (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
 - (5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに療養介護の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。
 - 3 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
 - 4 第1項（第1号から第3号までを除く。）に規定する療養介護事業所の職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - 6 第1項第4号の生活支援員及び同項第5号のサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

一部改正〔平成25年条例45号〕

(管理者の資格要件)

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(構造設備)

第7条 療養介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(規模)

第8条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 療養介護事業所は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備、多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第11条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 療養介護事業者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる。

(1) 当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであること。

(2) 当該利用者に当該金銭の支払を求めることが適当であること。

2 療養介護事業者は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第13条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第14条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該利用

者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説明を行い、当該利用者の理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携についても、当該療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画を変更するものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。(サービス管理責任者の責務)

第15条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第16条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第17条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第18条 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第19条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第20条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第21条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第22条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第23条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第24条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第25条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行

わなければならない。

(衛生管理等)

第26条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第27条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情への対応等)

第29条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(記録の整備)

第32条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養介護計画

(2) 第27条第2項に規定する身体的拘束等の記録

(3) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

第3章 生活介護

(基本方針)

第33条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第2条の4に規定する者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第34条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章、第5章及び附則第2項において同じ。）
ア 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに生活介護の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 生活介護事業者は、第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項（第1号を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

7 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

一部改正〔平成26年条例29号〕

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第35条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）

を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（管理者の資格要件）

第36条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（構造設備）

第37条 生活介護事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（規模）

第38条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって障害福祉サービス基準第37条ただし書に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

（設備の基準）

第39条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備のうち、訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1） 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する相談室は、利用者の支援に支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）

第40条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（介護）

第41条 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 4 生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 生活介護事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第42条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
- (4) 防塵（じん）設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。

(工賃)

第43条 生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）その他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該障害者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例62号〕

(食事)

第44条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し、食事の提供の有無について説明を行わなければならない。

- 2 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合には、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 生活介護事業者は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第45条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第46条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第47条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第48条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第49条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

(準用)

第50条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第50条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第50条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成30年条例62号〕

(職員の配置の基準)

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - イ 看護職員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - ウ 理学療法士又は作業療法士 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
 - エ 生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1 以上

イ 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに自立訓練（機能訓練）の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。
- 4 自立訓練（機能訓練）事業者は、第 1 項第 2 号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第 1 項（第 1 号を除く。）、第 2 項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 7 第 1 項第 2 号の看護職員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第 1 項第 2 号の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第 1 項第 3 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対し、当該利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時 1 人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第62条第 1 項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が居宅における生活に移行した後においても、一定の期間、当該利用者との定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第55条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第40条まで及び第43条の 2 から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第 1 項」と、第14条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 8 項まで並びに第32条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第14条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第15条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と、第32条第 2 項第 2 号中「第27条第 2 項」とあるのは「第55条において準用する第27条第 2 項」と、同項第 3 号中「第29条第 2 項」とあるのは「第55条において準用する第29条第 2 項」と、同項第 4 号中「前条第 2 項」とあるのは「第55条において準用する前条第 2 項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例62号〕

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

一部改正〔平成30年条例62号〕

（職員の配置の基準）

第57条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数及びイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 宿泊型自立訓練（省令第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）の利用者
 - (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合は、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上
 - (4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康管理等を行う必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所に対する前項の規定の適用については、同項第2号中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、前2項に規定する員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに自立訓練（生活訓練）の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。
- 5 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 7 第1項第2号（第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

一部改正〔平成26年条例29号〕

（規模）

第58条 自立訓練（生活訓練）事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であって障害福祉サービス基準第57条第1項ただし書に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第59条 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備のうち、訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1） 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所は、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けなければならない。

4 前項に規定する居室及び浴室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

（1） 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。

イ 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分を除き、7.43平方メートル以上とすること。

（2） 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

5 第1項に規定する訓練・作業室は、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、これを設けないことができる。

6 第1項に規定する相談室は、利用者の支援に支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

7 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

8 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

9 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練事業所の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと知事が認めたときは、当該宿泊型自立訓練事業所の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

10 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。

（準用）

第60条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条か

ら第37条まで、第40条、第43条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第14条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第15条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第60条において準用する前条第2項」と、第35条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人以上」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例62号〕

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者に対し、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第62条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 管理者 1

（2） 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上

（3） 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

（4） サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに就労移行支援の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項（第1号を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第63条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による認定を受けた就労移行支援事業所（以下「認定就

労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 認定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 認定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 認定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 認定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。
(認定就労移行支援事業所の設備)

第64条 第69条において準用する第39条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

追加〔平成30年条例62号〕

(実習の実施)

第65条 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において読み替えて準用する第14条第1項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例62号〕

(求職活動の支援等の実施)

第66条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第67条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行わなければならない。

(就職状況の報告)

第68条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(準用)

第69条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第35条から第40条まで、第42条、第43条、第44条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第14条第8項中「6月」

とあるのは「3月」と、第15条中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第69条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第69条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第69条において準用する前条第2項」と、第35条第1項及び第38条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例62号〕

第7章 就労継続支援A型

（基本方針）

第70条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第71条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 管理者 1

（2） 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

（3） サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに就労継続支援A型の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項（第1号を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第72条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（管理者の資格要件）

第73条 就労継続支援A型事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第74条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者が第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならない。

(設備の基準)

第75条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備のうち、訓練・作業室、相談室、洗面所及び便所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第1項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合には、設けないことができる。
- 4 第1項に規定する相談室は、利用者の支援に支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。
- 5 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第76条 就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人のほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者で、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

(雇用契約の締結)

第77条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。第79条第3項及び第5項において同じ。）は、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者である場合には、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

一部改正〔平成29年条例37号〕

(就労)

第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- (2) 作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
- (3) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。

一部改正〔平成29年条例37号〕

(賃金及び工賃)

第79条 就労継続支援A型事業者は、利用者（第77条第2項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受けた者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）を除く。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 4 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。
- 5 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第3項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例37号〕

(実習の実施)

第80条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第84条において読み替えて準用する第14条第1項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第81条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第82条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合には、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員の数に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員の数に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員の数に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(運営規程)

第83条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
追加〔平成29年条例37号〕

（準用）

第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第84条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成29年条例37号〕

第8章 就労継続支援B型

（基本方針）

第85条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の10第2号に規定する者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（工賃）

第86条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3千円を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

（準用）

第87条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第38条、第40条、第42条、第44条から第49条まで、第53条、第71条から第73条まで、第75条及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第87条において読み替えて準

用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第87条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第87条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第87条において準用する前条第2項」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。））を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合には、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
 - (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
 - (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- 2 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第38条及び前項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第38条及び前2項の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 離島その他の地域であつて障害福祉サービス基準第88条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、当該地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合には、第34条第7項、第52条第7項及び第8項、第57条第7項、第62条第5項及び

第6項並びに第71条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第34条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第57条第1項第4号及び第8項、第62条第1項第4号及び第7項並びに第71条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第34条第1項第3号エ及び第7項、第52条第1項第2号エ及び第8項、第57条第1項第2号及び第7項並びに第87条において準用する第71条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

一部改正〔平成26年条例29号〕

（設備の特例）

第90条 多機能型事業所に設けられた設備については、当該多機能型事業所におけるサービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対して生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第34条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

一部改正〔平成26年条例29号〕

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに生活介護の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮について、第59条第4項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。
- 5 次に掲げる者が法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（第3号において「身体障害者更生援護施設等」という。）に併設して引き続き生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第38条（第55条、第69条及び第87条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第58条第1項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所（当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第38条ただし書及び第58条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）の利用定員は、10人以上とすることができる。
- (1) 障害福祉サービス基準の施行の日において現に法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスの事業を行っている者
 - (2) 障害福祉サービス基準の施行の日において現に法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第6項に規定する精神障害者地域生活支援センターを運営する事業を行っている者
 - (3) 身体障害者更生援護施設等（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年政令第320号）第16条の規定による改正前の社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第1条第1号、第2号又は第4号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。）を運営する事業を行っていた者
- 6 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、障害福祉サービス基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第1項、第39条第1項（第55条及び第69条において準用する場合を含む。）、第59条第1項又は第75条第1項（第87条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。
- 7 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、障害福祉サービス基準の施行の日において現に存した分場（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第51条第2項並びに整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第23条第2項及び第47条第2項に規定する分場をいい、これらの

施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、障害福祉サービス基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第35条第2項及び第3項（これらの規定を第55条、第60条及び第69条において準用する場合を含む。）並びに第72条第2項及び第3項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（検討）

8 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年2月12日条例第45号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第29号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日条例第62号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第37号）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に就労継続支援A型の事業を行う事業所に係る重要事項に関する規程に関する基準については、平成29年6月30日までの間は、改正後の第83条の2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年3月30日条例第62号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年1月11日条例第10号）

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年1月11日
条例第10号

改正 平成25年2月12日条例第45号 平成26年2月7日条例第2号

平成30年3月30日条例第61号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第5条～第8条）

第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）

第3節 運営に関する基準（第11条～第61条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第44条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 施設障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- (3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (4) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- (5) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (6) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (7) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (8) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (9) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (10) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (11) 指定障害者支援施設 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。
- (12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (13) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費（法第29条第1項に規定する介護給付費をいう。以下同じ。）又は訓練等給付費（同項に規定する訓練等給付費をいう。以下同じ。）の額を控除して得た額をいう。
- (14) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わ

り、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

(15) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(16) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者)

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

(指定障害者支援施設の一般原則)

第4条 指定障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第27条において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上

(a) a' から c' までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a' から c' までに定める数

a' 平均障害支援区分が4未満 利用者（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b' 及び c' において同じ。）の数を6で除した数

b' 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c' 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(b) (a) a' の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

c 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

ウ 指定障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 看護職員 1以上

c 理学療法士又は作業療法士 1以上

d 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、アに掲げる員数の従業者に加え、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ 指定障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(ア)の看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(3) 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康管理等を行う必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合におけるアの規定の適用については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」

と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、ア及びイに定める員数の従業者に加え、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)（イにおいて読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による認定を受けた指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)及びイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)及びイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

ｂ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第6号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上)

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定障害者支援施設を開設する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

一部改正〔平成25年条例45号・26年2号〕

第6条 削除

〔平成30年条例61号〕

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合には、第5条第1項第1号エ、第2号エ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びオ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第8条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業

所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 設備に関する基準

(設備の基準)

第9条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下(両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。)の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。

4 第1項に規定する相談室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

第10条 削除

[平成30年条例61号]

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第46条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制

その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合には、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第12条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第13条 指定障害者支援施設は、正当な理由なく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第14条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、速やかに適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講じなければならない。

一部改正〔平成25年条例45号〕

（受給資格の確認）

第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第17条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第19条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を提供する場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の方に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定障害者支援施設は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができる。

(1) 当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであること。

(2) 当該支給決定障害者に当該金銭の支払を求めることが適当であること。

2 指定障害者支援施設は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに当該支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対して説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第23条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供したときは、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、支給決定障害者から、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスとして提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させること

が適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定により当該特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 規則で定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、規則で定める。

5 指定障害者支援施設は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

一部改正〔平成25年条例45号〕

(利用者負担額に係る管理)

第24条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第25条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支払を受けた場合には、その額を当該介護給付費又は訓練等給付費に係る支給決定障害者に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合には、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 指定障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説明を行い、当該利用者の理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携についても、当該施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画を変更するものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込書の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第29条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を行わなければならない。

(介護)

第30条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第31条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第32条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。

(4) 防塵（じん）設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。

(工賃)

第33条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3千円を下回ってはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

第34条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第35条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。

(就職状況の報告)

第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(食事)

第38条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び

内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第39条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第40条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第41条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第42条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第43条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。

以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第44条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第45条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かななければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

- 2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第52条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第49条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第50条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第51条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第52条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第54条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第55条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定障害者支援施設が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第56条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第57条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該

職員からの質問若しくは当該指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、知事又は市町村若しくは市町村長からの求めがあった場合には、前3項の改善の内容を知事又は市町村若しくは市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第58条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第60条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第61条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第21条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

(3) 第44条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の記録

(5) 第57条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第59条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)

2 当分の間、指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設(以下「経過指定障害者支援施設」という。)に置くべき従業者及びその員数は、第5条の規定にかかわらず、この項から附則第4項までに定めるところによる。

(1) 生活介護を行う場合 第5条第1項第1号に規定する従業者及びその員数(看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号ア(イ)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上)

ア (ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者(指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号

イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除した数

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

イ ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合 第5条第1項第2号に規定する従業者及びその員数

(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合 第5条第1項第3号に規定する従業者及びその員数

(4) 就労移行支援を行う場合 第5条第1項第4号に規定する従業者及びその員数

(5) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 施設入所支援を行う場合 第5条第1項第6号に規定する従業者及びその員数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上)

一部改正〔平成26年条例2号〕

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。

4 附則第2項に規定する経過的指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練(機能訓練)、当該自立訓練(生活訓練)、当該就労移行支援、当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合には、附則第2項第1号から第4号まで及び第5号イの規定にかかわらず、当該経過的指定障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

6 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は、附則第2項第1号から第4号まで並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

7 前項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

8 経過的指定障害者支援施設について第9条の規定を適用する場合において、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がないときは、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室を設けないことができる。

- 9 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
- 10 前項の規定にかかわらず、経過的指定障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は、就労継続支援A型を提供する場合であって、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者であるときは、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。
- 11 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。
- （1） 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- （2） 作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
- 12 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者（附則第10項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受けた者（以下「雇用契約を締結していない利用者」という。）を除く。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
- 13 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 14 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。
- 15 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、附則第13項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 16 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合であって、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用するときは、次の各号に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。
- （1） 利用定員が10人以上20人以下 利用定員の数に100分の50を乗じて得た数
- （2） 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員の数に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- （3） 利用定員が31人以上 12又は利用定員の数に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数
- 17 経過的指定障害者支援施設について、第15条、第23条、第31条及び第32条の規定を適用する場合には、第15条第1項、第23条第3項第2号、第31条第2項及び第32条中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」とする。
- 18 第34条第2項及び第3項、第35条第2項及び第3項並びに第36条第2項の規定は、経過的指定障害者支援施設において就労継続支援A型を提供する場合について準用する。この場合において、第34条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。
- （指定身体障害者更生施設等に関する経過措置）
- 19 指定障害者支援施設基準の施行の日（以下「指定障害者支援施設基準の施行日」という。）において現に存した法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例

- により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害者支援施設基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第9条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。
- 20 指定障害者支援施設基準の施行日において現に存した指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 21 指定障害者支援施設基準の施行日において現に存した指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 22 指定障害者支援施設基準の施行日において現に存した指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条及び第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、同条第2項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 23 指定障害者支援施設基準の施行日において現に存した指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 24 指定障害者支援施設基準の施行日において現に存した指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 25 指定障害者支援施設基準の施行日において現に存した指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第8号の規定は、適用しない。
(旧指定知的障害児施設等に関する経過措置)
- 26 平成24年4月1日において現に存した障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第9条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、

この限りでない。

一部改正〔平成30年条例61号〕

- 27 平成24年4月1日において現に存した旧指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第2項第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。
- 28 平成24年4月1日において現に存した旧指定知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第2項第8号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

(検討)

- 29 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年2月12日条例第45号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月7日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第61号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設に係る人員及び設備に関する基準については、平成33年3月31日までの間は、第5条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正 平成25年2月12日条例第45号 平成26年2月7日条例第2号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条～第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- （2）施設障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- （3）常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- （4）昼間実施サービス 障害者支援施設において提供される施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（障害者支援施設の一般原則）

第3条 障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第16条において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

（職員の配置の基準）

第4条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- （1）施設長 1
- （2）生活介護を行う場合
 - ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - （ア）医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - （イ）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、

常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上

(a) a' から c' までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a' から c' までに定める数

a' 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b'及びc'において同じ。）の数を6で除した数

b' 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c' 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(b) (a) a' の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

c 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

ウ 障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(3) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 看護職員 1以上

c 理学療法士又は作業療法士 1以上

d 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、アに掲げる員数の職員に加え、当該訪問に

よる自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ 障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(ア)の看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康管理等を行う必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合におけるアの規定の適用については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、ア及びイに定める員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)（イにおいて読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による認定を受けた障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)及びイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)及びイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上)

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに障害者支援施設を開設する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

一部改正〔平成25年条例45号・26年2号〕

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第5条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合には、前条第1項第2号エ、第3号エ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア))に係る部分

を除く。)及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第6条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(サービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(施設長の資格要件)

第7条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(構造設備)

第8条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、障害者支援施設の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと知事が認めたときは、当該障害者支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

(規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあっては、10人以上)

(2) 施設入所支援 30人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなけれ

ばならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、12人以上）でなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援 6人以上
- (2) 就労継続支援B型 10人以上
- (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、10人以上）

（設備の基準）

第10条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 地階に設けないこと。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、9.9平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 洗面所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (8) 廊下幅
 - ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下（両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。

4 第1項に規定する相談室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、速やかに適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第13条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第14条 障害者支援施設は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができる。

(1) 当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであること。

(2) 当該利用者に当該金銭の支払を求めることが適当であること。

2 障害者支援施設は、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第15条 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第16条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説

明を行い、当該利用者の理解を得なければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携についても、当該施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画を変更するものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。(サービス管理責任者の責務)

第17条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第18条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を行わなければならない。

(介護)

第19条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第20条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第21条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
- (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。
- (3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
- (4) 防塵（じん）設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。

(工賃)

第22条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3千円を下回ってはならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(実習の実施)

第23条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第24条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第25条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。

(就職状況の報告)

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

(食事)

第27条 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第28条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第29条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第30条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第31条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用

者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第32条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(施設長の責務)

第33条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に第11条から前条まで及び次条から第45条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第34条 障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第35条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第36条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第37条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連

絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第38条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第39条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第40条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第41条 障害者支援施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第42条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第43条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第44条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(記録の整備)

第45条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設障害福祉サービス計画

- (2) 第40条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (3) 第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)
- 2 当分の間、障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は障害者支援施設基準附則第3条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設(以下「経過的障害者支援施設」という。)に置くべき職員及びその員数は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 生活介護を行う場合 第4条第1項第2号に規定する職員及びその員数(看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号ア(イ)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上)
 - ア (ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数
 - (ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者(障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除した数
 - (イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
 - (ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数
 - イ ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
 - (2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合 第4条第1項第3号に規定する職員及びその員数
 - (3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合 第4条第1項第4号に規定する職員及びその員数
 - (4) 就労移行支援を行う場合 第4条第1項第5号に規定する職員及びその員数
 - (5) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合
 - ア 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (ア) 職業指導員及び生活支援員
 - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
 - b 職業指導員 1以上
 - c 生活支援員 1以上
 - (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
 - a 利用者の数が60以下 1以上
 - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
 - ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - (6) 施設入所支援を行う場合 第4条第1項第7号に規定する職員及びその員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は障害者支援施設基準附則第3条第1項第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。
一部改正〔平成26年条例2号〕
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。
- 4 附則第2項に規定する経過的障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能

- 訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合には、附則第2項第1号から第4号まで及び第5号イの規定にかかわらず、当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
 - 6 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は、附則第2項第1号から第4号まで並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準附則第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
 - (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
 - (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - 7 前項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
 - 8 経過的障害者支援施設について第10条の規定を適用する場合において、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がないときは、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室を設けないことができる。
 - 9 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
 - 10 前項の規定にかかわらず、経過的障害者支援施設(昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。)は、就労継続支援A型を提供する場合であって、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者であるときは、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。
 - 11 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
 - (2) 作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。
 - 12 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者(附則第10項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受けた者(以下「雇用契約を締結していない利用者」という。))を除く。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
 - 13 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
 - 14 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない。
 - 15 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、附則第13項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
 - 16 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
 - 17 前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額(以下「工賃の平均額」という。)は、3千円を下回ってはならない。
 - 18 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、附則第16項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
 - 19 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準

を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

- 20 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 21 経過的障害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
- 22 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 23 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
- 24 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めなければならない。
- 25 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合であつて、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用するときは、次の各号に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員の数に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員の数に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員の数に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

- 26 経過的障害者支援施設について第11条及び第20条の規定を適用する場合においては、第11条第1項及び第20条第2項中「又は就労継続支援B型」とあるのは、「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」とする。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

- 27 障害者支援施設基準の施行の日（以下「障害者支援施設基準の施行日」という。）において現に存した法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、障害者支援施設基準の施行の後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

- 28 障害者支援施設基準の施行日において現に存した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 29 障害者支援施設基準の施行日において現に存した身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 30 障害者支援施設基準の施行日において現に存した身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、同条第2項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 31 障害者支援施設基準の施行日において現に存した身体障害者療護施設であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 32 障害者支援施設基準の施行日において現に存した身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 33 障害者支援施設基準の施行日において現に存した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 34 障害者支援施設基準の施行日において現に存した身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第8号イの規定は、適用しない。

(検討)

- 35 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成25年2月12日条例第45号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月11日条例第6号）

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成25年1月11日

条例第6号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第3条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（1）施設長 1

（2）指導員 2以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合には、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は当該地域活動支援センター以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第4条 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条及び次条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条及び次条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（規模）

第5条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、前条第1項の規定により従たる事業所を設置する場合においては、前項の規定にかかわらず、主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれが6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第6条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
 - (2) 便所
- 2 前項各号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
 - (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (サービスの提供の記録)
- 第7条 地域活動支援センターは、利用者に対してサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録しなければならない。
(地域活動支援センターが利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第8条 地域活動支援センターは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、利用者等に対して金銭の支払を求めることができる。
- (1) 当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであること。
 - (2) 当該利用者等に当該金銭の支払を求めることが適当であること。
- 2 地域活動支援センターは、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
- (生産活動)
- 第9条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。
 - (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。
- (工賃)
- 第10条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- (運営規程)
- 第11条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員
 - (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)
- 第12条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (非常災害対策)
- 第13条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- (衛生管理等)
- 第14条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管

理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第16条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

- 5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(記録の整備)

第18条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第7条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成25年1月11日

条例第12号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第3条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（構造設備）

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、福祉ホームの建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと知事が認めたときは、当該福祉ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

4 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

（規模）

第5条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第6条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所

- (4) 管理人室
 - (5) 共用室
- 2 前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、原則として、1人とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等に係る部分を除き、9.9平方メートル以上とすること。
 - (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
 - (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。
- 3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (サービスの提供の記録)
- 第7条 福祉ホームは、利用者に対してサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録しなければならない。
- (福祉ホームが利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第8条 福祉ホームは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、利用者に対して金銭の支払を求めることができる。
- (1) 当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであること。
 - (2) 当該利用者に当該金銭の支払を求めることが適当であること。
- 2 福祉ホームは、前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
- (運営規程)
- 第9条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 利用定員
 - (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)
- 第10条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (非常災害対策)
- 第11条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。
- 2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- (衛生管理等)
- 第12条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第13条 福祉ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第14条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければならない。

(記録の整備)

第16条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第7条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第14条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。